									平12.11
No	. 担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1		沖縄県文書管 理システム運 用維持委託業 務	令和3年4 月1日	11,990,000	株式会社シナジー 代表取締役 下地勝也	宜野湾市大山7丁目10番 14号3階	第167条の2 第1項第2号	当該契約は、沖縄県で使用している文書管理システムの運用維持に係る業務であり、当該システムと連動したヘルプデスク等を適切且つ効率的に行うことが可能な業者は、当該システムのライセンスを有する沖縄唯一の企業である(株)シナジーに限定されることから、同社を契約相手とした。	特命随意 契約
2	総務私学	高速デジタル 印刷機保守及 び消耗品供給 契約	令和3年4 月1日	4,364,382	富士フィルムビジネスイノ ベーションジャパン(株)沖 縄営業所 所長 近藤哲也	那覇市久茂地1丁目7番 1号	第167条の2 第1項第2号		特命随意 契約
3	総務私学課	県内信書運送 契約	令和3年4 月1日	1,226,038	沖縄日通エアカーゴサービス株式会社代表取締役社長 栗山良政	豊見城市字与根491番地 2	第167条の2 第1項第2号		特命随意 契約
4	総務私学課	沖縄県法規集 データベースの 更新及び保守 管理業務委託	令和3年4 月1日	1,125,828	第一法規株式会社 代表取締役社長 田中 英弥	東京都港区南青山2丁目 11番17号	第167条の2 第1項第2号	当該契約は、昭和47年の沖縄県法規集の発刊以来、長年にわたる追録発行により生成・蓄積された電子データを活用するため構築された「沖縄県法規集データベース」に係る更新及び保守管理業務であり、履行できる者が当該システムを構築した第一法規株式会社に限定される。	特命随意 契約

									単位∶円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
5	総務私学課	琉球政府文書 デジタル・アー カイブズ公開 データ整備運 営業務	令和3年4 月1日	102,111,000	公益財団法人 沖縄県文 化振興会 理事長 又吉 民人	沖縄県那覇市小禄1831 番地1	第167条の2 第1項第2号		特命随意 契約
6	総務私学課	琉球政府文書 (陸軍兵籍簿) のデジタル化 及び事前補修 業務	令和3年4 月1日	17,644,000	公益財団法人 沖縄県文 化振興会 理事長 又吉 民人	沖縄県那覇市小禄1831 番地1	第167条の2 第1項第2号	本事業は、公文書館で保管されている陸軍 兵籍簿のデジタル化及び事前補修を行うこと を目的としている。当該文書は、他の琉球政府 文書と比べ、資料全体として劣化が進んでお り、その取扱いについて、専門性を有した者へ の委託が必要となる。 左の者は、公文書館館の指定管理者として 令和3年度も継続して年度協定を締結してお り、当該文書の状態についても熟知しているこ とから、簿冊毎に必要な補修を施すことが可能 である。また、撮影時の取扱いについても文書 毎に効果的な撮影が可能であることから、契 約の相手方として選定した。	特命随意 契約
7	総務私学課		令和3年4 月1日	8,499,700	公益財団法人 沖縄県文 化振興会 理事長 又吉 民人	沖縄県那覇市小禄1831 番地1	第167条の2 第1項第2号	本業務は、米国国立公文書館から収集される戦後の米国統治時代等沖縄に関する資料を翻訳し、資料の公開に向け目録等の作成及びインターネット公開を行うことを目的としている。 左の者は、公文書館の指定管理者として令和3年度も継続して年度協定を締結しており、新たに収集される資料は公文書館の所蔵資料と共に体系的に整備し、利用しやすいものとなること、また、米国国立公文書館資料の収集実績があり、収集した資料の保存と利用について適正かつ効果的に実施することが可能であることから、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約

***	,			_
▦	4	\overline{a}	•	щ
ᆓ	I.	<u>.,</u>		

									単位∶円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
8	総務私学 課	琉球政府文書 デジタル・アー カイブズ推進事 業デジタル化 業務委託	令和3年4 月12日	105,365,920	株式会社Nansei 代表取 締役 砂川 哲男	沖縄県那覇市曙1丁目15 番3号		一般競入札において、1社による入札となった。再々入札を行っても本県の設定した予定価格以下の金額とならなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、左の者と随意契約を締結することとした。	
9	人事課	沖縄県総務事 務システムに 係るICカード リーダー保守 管理業務委託	令和3年 4月1日	1,447,380	株式会社国建システム	那覇市久茂地1丁目2番 20号	第167条の2 第1項第6号		特命随意 契約
10	人事課	総務事務シス テム保守管理 業務委託	令和3年 4月1日	2,889,700	株式会社リウコム	那覇市久茂地1丁目7番 1号	第167条の2 第1項第2号		特命随意 契約

単付:円

							-		単位∶円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
11	人事課		令和3年 4月1日	6,232,050	株式会社リウコム	那覇市久茂地1丁目7番 1号	第167条の2 第1項第6号	当該事業者は、人事情報管理システムの開発におけるリーダー会社であると同時に、人事評価支援システム等関連システムの開発業者である。 人事情報管理システム及び関連システムは相互に情報を連携し運用されているが、その全てのシステムを熟知している当該事業者であれば、ハードトラブル、ソフトトラブル等の、予測し得ないトラブルが発生した場合に迅速な緊急対応と適正で的を射た効率の良い解決・復旧処理が期待でき、他社では困難である。	特命随意 契約
12			令和3年 4月1日	60,295,400	株式会社国建システム	那覇市久茂地1丁目2番 20号	体の物品等 又は特定役 務の調達手	当該システムは、令和2年度の構築を行う際に、総合評価一般競争入札により、構築業務の業者選定を行っている。 令和3年度の作業は、令和2年度に構築したシステムに対して、追加のテスト等を行い、現行システムからのデータの移行等を行って、システムを完成させる作業である。令和2年度に構築したシステムは、令和2年度の構築業務の委託事業者が独自開発したシステムであり、当該事業者以外の者が移行等作業を行うと、既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障を生じるおそれがある。	
13	人事課	人事情報管理 システムアップ グレード業務委 託		17,160,000	株式会社リウコム	那覇市久茂地1丁目7番 1号	第167条の2 第1項第2号	当該事業者は、人事情報管理システムの開発におけるリーダー会社であると同時に、人事評価支援システム等関連システムの開発業者である。 人事情報管理システム及び関連システムは相互に情報を連携し運用されているが、その全てのシステムを熟知している当該事業者であれば、万が一アップグレード作業中に同作業の影響で障害が発生した場合には、迅速な緊急対応と適正で的を射た効率の良い解決・復旧処理が期待でき、他社では困難である。	特命随意 契約

畄	(+	Д
=	டு	_

									単位∶円
No	. 担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
14	行政管理 課	議事録作成支 援業務契約書	令和3年 4月1日	1,122,000	(株)会議録研究所	東京都新宿区市谷八幡 町16		令和元年度における同業務委託契約においては、初期費用並びに利用環境の整備を要しており、当該契約の相手方と契約を締結し履行させることで、初期費用と利用環境設定期間が不要となり経費と時間の削減を実現できる有利な契約となる。(R2も契約実績あり)	特命随意 契約
15	職員厚生課	沖縄県児童手 当Webシステム 移行等作業業 務	令和3年5 月13日	6,105,000	株式会社 国建システム	沖縄県那覇市久茂地1丁 目2一20 OTVコクワプ ラザ 8階		本業務は、令和2年度から令和3年度までの継続事業であり、最終年度となる令和3年度は、令和4年度の本格稼働に向けたデータ移行や、連携システム間との連携テスト等を行う必要がある。本業務は、個人情報を多く含むこと、また事業の継続性を担保しつつ効率的・効果的に推進するため、前年度と同一の社を契約の相手方とした。なお、令和2年度の業者選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用した。	特命随意 契約
16	職員厚生課	令和3年度沖 縄県児童手当 ネットワークシ ステム保守業 務委託	令和3年4 月1日	685,080	株式会社 国建システム	沖縄県那覇市久茂地1丁 目2一20 OTVコクワプ ラザ 8階			特命随意 契約
17	職員厚生課 (職員健康 管理セン ター)		令和3年4 月1日	990,000	株式会社 国建システム	沖縄県那覇市久茂地1- 2-20	第167条の2 第1項第2号		特命随意 契約

									単位∶円
No	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
18	職員厚生課 (職員健康 管理セン ター)	R3年度沖縄県 職員健康診断 業務委託契約 (本島)	令和3年4 月13日	27,460,070	一般財団法人 琉球生命 済生会 琉生病院	那覇市字大道56番地	第167条の2 第1項第8号	一般競争入札を実施した結果、落札者がなかったため、見積書を徴し、最低の価格で提出した者と随意契約を行った。	
19	職員厚生課 (職員健康 管理セン ター)	R3年度沖縄県 職員健康診断 業務委託契約 (宮古地域)	R3年5月 21日	1,738,583	医療法人沖縄徳洲会 宮古島徳洲会病院	宮古島市平良字松原552 番1号	第167条の2 第1項第2号		特命随意 契約
20	職員厚生課 (職員健康 管理セン ター)	R3年度沖縄県 職員健康診断 業務委託契約 (八重山地域)	R3年5月 21日	1,848,176	医療法人沖縄徳洲会 石垣島徳洲会病院	石垣市大浜字南大浜44 6-1		健診対象者の受診機会の拡大や適切な事後措置を実施するため、地域内の医療機関において健康診断を実施することが望ましいことと、健診受入体制の整備や実施可能な設備を有するなどの条件を満たしている医療機関が八重山地域には本委託先しかないため。	特命随意 契約
21	(職員健康	R3年度人間 ドック式健康診 断に関する業 務委託契約	R3年5月 21日	12,406,200	地方職員共済組合沖縄 県支部 副支部長	那覇市泉崎1丁目2番2 号	第167条の2 第1項第2号	地方職員共済組合沖縄県支部では、保健事業の一環として、地共済人間ドック事業を行っており、一般定期健康診断に替えて人間ドックを希望する職員への対応は、本委託先との随意契約により行う。	
22	財政課	議会答弁支援シ ステム及び公共 事業報告システ ム保守運用業務 委託契約	令和3年4 月1日	1, 519, 100	株式会社コンピュータ沖 縄	沖縄県浦添市伊祖4-8-2 サンライズビル1F	第167条の2 第1項第6号	当該システムは、平成29年度に(株)コンピュータ沖縄によって設計・構築されたものである。 設計・構築事業者以外の者が保守運用業務を履行する場合、障害発生時に責任の所在が不明確となるため、円滑な運用に著しい支障を生じるおそれがある。 そのため、当該システムの設計・構築事業者である(株)コンピュータ沖縄を相手方とした。	特命随意 契約

									単位∶円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	 契約の相手方の住所 	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
23	財政課	沖縄県新予算編 成支援システム のアプリケー ション保守及び 運用管理委託	令和3年4 月1日	2, 310, 000	沖縄日立ネットワークシ ステムズ株式会社	那覇市おもろまち一丁目 3番31号 那覇新都心メディアビル	第167条の2 第1項第2号		特命随意 契約
24	財政課	統一的な基準に よる財務書類作 成等支援業務委 託		5,301,450	株式会社パブリック・マネ ジメント・コンサルティング	東京都品川区上大崎3丁 目1番1号 目黒セントラ ルスクエア15階	第167条の2 第1項第2号	沖縄県は、平成28年度に公会計システムを導入し、平成29年度から、当該法人による同システムを活用した財務書類の作成に係る支援を受け財務書類を適正に作成している。財務書類の作成にあたっては、自治体ごとにそれぞれの取扱が許容されている部分があり、同システムの作業環境において、導入時の仕訳パターンや変換ルール等の更新の検討を行う必要があり、システム導入時から同システム及び本県の状況を十分に把握した者でなければ、本県状況に対応した財務書類の作成が困難であることから、当該法人を契約の相手方とした。	特命随意 契約
25	財政課	沖縄県新予算編 成システムソフト ウェア使用及び 保守契約	令和3年4 月1日	2,985,840	株式会社 日立製作所 九州支社 沖縄支店	沖縄県那覇市松山1丁目 1番14号	第167条の2 第1項第2号	当該システムは、株式会社日立製作所九州 支社沖縄支店とそのグループ会社である沖縄 日立ネットワークシステムズ株式会社が平成 14年に開発したものである。 開発当初からソフトウェアの保守を担ってき た株式会社日立製作所九州支社沖縄支店以 外の者が保守を行った場合、システムの円滑 な運用に著しい支障を生じ、又は障害発生時 の責任の所在が不明瞭となるおそれがある。 そのため、株式会社日立製作所九州支社沖 縄支店を契約相手方とした。	特命随意 契約

畄	14	Ш
== 1	м.	п

									単位:円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
26	44.数===	沖縄県税務事 務トータルシス テム運用業務 委託	令和3年4 月1日	61,825,500	株式会社 オーシーシー	沖縄県浦添市沢岻2丁目 17番1号	特例政令第 11条第1項 第2号		特命随意 契約
27		自動車登録·検 査情報都道府 県提供業務	令和3年4 月1日	5,089,000	地方公共団体情報システ ム機構	東京都千代田区一番町2 5	第167条の2 第1項第2号		特命随意 契約
28	税務課	たばこ流通情 報管理システ ム運用業務委 託	令和3年4 月1日	1,721,280	地方公共団体情報システ ム機構	東京都千代田区一番町2 5	第167条の2 第1項第2号		特命随意 契約
29	税務課	軽油流通情報 管理システム 運用委託	令和3年4 月1日	3,591,720	地方公共団体情報システ ム機構	東京都千代田区一番町2 5	第167条の2 第1項第2号	当システムは、軽油の流通情報を一元管理し、軽油引取税に係る事務の執行に必要な情報を、関係都道府県間に相互提供することにより、軽油引取税の課税の適正化に資することを目的とし、総務省が、地方公共団体情報システム機構に開発委託を行い、引き続きその運用保守及び管理を任せている。各都道府県は、報告事務の簡素化・効率化と運用経費の軽減を図るため、地方公共団体情報システム機構と契約を行い、当システムを活用する必要がある。	特命随意 契約

	1					1	T		単位∶円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
30	税務課	県税収納等 データ化及び 集計業務等の 委託に関する 契約	令和3年4 月1日	21,691,961	株式会社オーシーシー	沖縄県浦添市沢岻2丁目 17番1号	第167条の2 第1項第2号	県税収納等データ化および集計業務は、領収済通知書を年間31万件、自動車税種別割、自動車税環境性能割、軽油引取税の申告務を年間20万件ほどデータ化を行い、税反申告務トータルシステムへのデータベースに反放表務・一タルシステムへのデータがある。 (株)オーシーシーは、税務事務トータルシステムを関発における概要設計、詳細設計、プログラインの表別の各工費して指数に変更の各工費して指数に変更の各工費して指数でのシステムのデータベース構造に特別である。 収納情報および申告書等の大量のデータを表別に込むである。 収納情報および申告書等の大量のデータを表別に当該システムの電当該システムの電当該システムの電当該システムの電当該システムの電当該システムの電当該システムに応じたで、システムを熟知している同社に委託する。、システムを熟知している同社に委託する。、システムを熟知している同社に委託する。、システムを熟知している同社に委託する。	特命随意 契約
31	优份味	沖縄県滞納整 理支援システ ム運用業務委 託契約	令和3年4 月1日	3,594,470	株式会社アイティフォー	東京都千代田区一番町2 1番地	第167条の2 第1項第6号	沖縄県滞納整理支援システムは、当該事業者が開発したパッケージシステムを基に構築されており、システム全体の信頼性及び効率性を保持しシステムを安定的に運用するためには、システムについて細部にわたって詳細に把握している開発会社以外では対応することが困難であるため。	特命随意 契約
32		令和3年度預 金調査等状況 調査	令和3年4 月1日	1,523,709	日本ATM株式会社	東京都港区浜松町1丁目 30番5号	第167条の2 第1項第2号	県内各金融機関が当該会社の行うサービス に加盟していることから、契約締結する必要が あり、競争入札に適しないため。	特命随意 契約

									単位∶円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
33	税務課	令和3年度沖 縄県過誤納金 還付通知書等 印字業務一式	R3.4.1	13,959,000	株式会社オーシーシー	沖縄県浦添市沢岻2丁目 17番1号	第167条の2 第1項第8号	4月1日に一般競争入札を実施し、再々入札に付したが、落札者なしの結果となった。 その後、再々入札の際に最低価格で入札した者へ再度見積書を依頼したところ、予定価格内の見積書の提出があったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約の方法により、契約締結を行った。	
34	税務課	令和3年度沖 縄県自動車税 納期内納付広 報宣伝委託業 務	令和3年4 月1日	3,580,000	株式会社 宣伝	浦添市勢理客4丁目15- 15		公募のプロポーザル方式にて業者選定をした 結果、総合的な観点で最も良好であったため。	
35	自動車税 事務所	離島出張車検 に伴う県税業 務委託	令和3年4 月1日	1,267,200	一般財団法人 沖縄県自 動車標板協会	沖縄県浦添市字港川51 2番地の4	第167条の2 第1項第2号	離島出張車検は、陸運事務所(検査の実施)、沖縄県自動車標板協会(ナンバープレートの発行、重量税の徴収)、当事務所(自動車税の徴収、納税証明書の発行、申告書の受付)が連携し実施している。本契約は離島出張車検の際に職員が出張して行っていた業務を、事務軽減のため沖縄県自動車標板協会に併せて行ってもらうものであり、その性質上相手方が特定され、競争入札に適さない	特命随意 契約
36	管財課		令和3年 4月30日		八千代エンジニヤリング 株式会社沖縄事務所・株 式会社ホープ設計共同 企業体 ①八千代エンジニヤリン グ株式会社沖縄事務所 ②株式会社ホープ設計	①沖縄県那覇市久茂地3 丁目21番1号 ②那覇市首里赤田町3丁 目5番地	第167条の2	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、3社から応募があった。本プロポーザルの審査会において実施要領に基づき、各社企画提案書を審査した結果、当該業者を最優秀提案者として選定したことから、当該業者と契約を締結した。	
37	管財課	県有土地貸付 料未収金収納 委託業務	令和3年 4月1日	2,114,000	株式会社 沖縄債権回収サービス	那覇市西1丁目19番7	第167条の2 第1項第2号	契約の相手方は、法務大臣から債権回収業の 認可を受け、かつ県内債務者に対応可能な条 件を満たす唯一の業者である。	

									単位∶円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
38	宮古事務 所総務課	令和3年度離 島観光活性化 促進事業(宮古 圏域)	令和3年4 月1日	25,000,000	一般社団法人 宮古島観 光協会	沖縄県宮古島市平良字 西里187番地2階	第167条の 2第1項第2 号	本事業の委託先として求められる公平・中立な立場で民間事業者等と接することができること、本事業によって得られるノウハウを蓄積し、宮古圏域の観光振興に継続的に関与できる主体であることの2つの条件を満たしているため。	特命随意 契約
39	八重山事務 所総務課	令和3年度 離島観光活性 化促進事業 (八重山)	令和3年 4月1日	24,999,810	(一社)八重山ビジターズ ビューロー	石垣市大川547番地 興ビル206号室	第167条の2 第1項第2号	左記の契約相手方は、観光客の誘致等を図るため八重山圏域3市町、県及び八重山圏域の観光協会で構成された団体である。事業を実施するために必要なノウハウ・専門性があり、また広域的かつ中立な立場で事業実施することができるのは、八重山圏域においては左記の契約相手方のみであるため。	
40									
41									
42									
43									
44									